

## 第4号議案 規約の改正について

### ふじのみや地球温暖化対策地域協議会規約

(名称)

第1条 この会は、ふじのみや地球温暖化対策地域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律第40条の規定に基づき、市民、各種団体、事業者、NPO法人、行政機関等が協働して、地球温暖化対策の実践行動を促進し、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地球温暖化対策の実践行動を促進するための普及啓発及び教育研修事業
- (2) 地球温暖化対策の実践行動を促進するための情報の収集及び提供事業
- (3) 地球温暖化対策のモデルとなる取組の企画及びその進行管理
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する地域団体、事業者、NPO法人及び行政機関（以下「地域団体等」という。）の代表者、市民並びに学識経験者からなる会員をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、会員の中から互選により選出する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 会計 1人
- (4) 監事 1人

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 会計は、協議会の会計を管理する。

5 監事は、協議会の会計事務を監査する。

(任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(総会)

第7条 協議会の総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 協議会規約の改正に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員選任に関する事項

3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、やむを得ず出席できない場合、委任状等の提出により出席した会員の数に加えるものとする。

4 会長は、必要があるときは総会に会員以外の者の出席を求めることができる。

5 会員(地域団体等の代表者に限る)は、総会に代理の者を出席させることができる。

6 前項の規定は、第8条第2項に規定する幹事会の会員及び第9条第2項に規定する部会の会員について準用する。

(幹事会)

第8条 協議会は、協議会の地球温暖化防止に向けた具体的な行動の推進、協議会の会議に付議すべき事項を予め審議及び調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の会員は、会長が指名する。

3 幹事会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(部会)

第9条 協議会は、第3条に掲げる活動を具体的に推進するため部会を置くことができる。

2 部会の会員は、会長が指名する。

3 部会には、部会長、副部会長を置く。

4 部会の相互の連携を図るため、部会の部会長で構成される部会連絡会議を置くことができる。

5 部会について必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第10条 協議会の経費は、富士宮市からの委託料その他の収入をもって充てる。

2 協議会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(報酬)

第11条 役員及び会員は、無報酬とする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、当分の間、富士宮市環境部環境企画課に置く。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年8月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年6月10日から施行する。